

農地転用に係る事務・権限の移譲等について

平成25年10月29日
全国市長会

- 全国市長会では、これまで再三にわたり、農地転用許可権限、農業振興地域の指定等権限の市への移譲、及び農用地利用計画に係る都道府県知事との同意・協議の廃止等を強く求めてきたところ。
- 今般、地方分権改革有識者会議において、「農地・農村部会」を設置し、農地転用に係る事務・権限の移譲や、農地転用等に係る規制緩和等について検討を行うとされたことは、全国市長会として大いに評価するとともに、大いに期待をしているところ。
- 土地利用に係る権限は、基礎自治体が担っているまちづくりの根幹をなすものであり、土地利用をどのようにしていくかは、都市計画部門等との総合的・一体的な視点から判断すべきもの。
- まずは、農地を含む土地利用に係る権限を、総合行政を行っている都市自治体に対して移譲するとともに、併せて土地利用に関する義務付け・枠付け等の見直しを図ることによって、総合的・一体的な視点から土地利用を行えるようにし、永続的かつ安定した強い農業の構築、地域の元気創造に結び付けていく道筋を作るべき。

1

1. 農地転用許可権限の市への移譲等について

(1) 現状

- ・ 市としての主体性が発揮できないため、地域住民等が求めている総合的・一体的な土地利用を図ることができない。さらには市による主体的な農地行政等の推進が阻害されている。
- ・ 市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国との協議や都道府県農業会議に対する諮問に多大な時間を要している。
- ・ 現在、事務処理特例制度により、4ha以下の農地転用を市に権限移譲している都道府県も多く見受けられるが、市農業委員会での審査後、都道府県農業会議への諮問が義務付けられているなど、事務の簡素化、迅速化につながっていない。

(2) 見直しの方法

- ・ 農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするとともに、都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。

(3) 見直された場合の効果

- ・ 市に権限が移譲されれば、地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくりが可能となるとともに、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消や、農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用が可能となる。
- ・ なお、権限移譲により法令の解釈が変わることはなく、都市においても、農業経営基盤の効率化や耕作放棄地縮小のための担い手の確保・育成などにも取り組んでおり、権限移譲により農地が失われることにはならない。

2

2. 農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県知事との同意・協議の廃止等について

(1) 現状

- ・ 農村地域では、農業者等が利用する医療・介護などの福祉施設等の施設用地や駐車場用地、兼業農家向けの事業用倉庫や荷捌きスペース等について、利用計画の変更に都道府県が不同意をした事例、商業施設が地域内で移転先が決まらなかったために市外へ転出した事例などがある。地域での営農活動を継続するために必要な施設等の確保に支障が生じ、農村集落の疲弊が加速する要因になる。
- ・ ある市では、農業振興地域外の優良な農地を同地域に編入しようとしたが、当該市の都道府県では申請受付が年1回で、また許可に要する期間も1年程度かかることから、中山間地等直接支払制度や農業に係る各種補助金の適用に2年近くの時間を要するなど、農地が減少傾向にある中において、優良農地の確保・保全、農業振興が迅速に行えない。
- ・ 企業・工場の立地希望のある土地において、農用地区域の除外及び農地転用に係る知事との同意協議に多大な時間を要するなどの事例がある。企業進出がとん挫して地域振興や雇用創出を阻害する要因になる。
- ・ 既存の市街地が飽和状態の場合、新規の住宅地等のニーズがある一方、農地転用、農業振興地域からの除外が困難である。その結果、地域の発展・活性化が阻害される。

(2) 見直しの方法

- ・ 農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。
- ・ 農用地利用計画に係る都道府県知事の同意を要する協議を廃止する。

(3) 見直された場合の効果

- ・ 市による主体的・計画的な土地利用を行えるようになれば、農業と工業のバランスある土地利用が促進されるとともに、生産性の高い農業と新成長産業の集積が実現できるほか、耕作放棄地となるリスクの低減、地域にあった土地利用の展開などに資することができる。

3

農地転用許可権限 農業振興地域の変更等権限

市への完全
移譲提案

【根拠法令】

農地法
農業振興地域の整備に関する法律



【農地法】

- ・ 平成21年度から農地転用2ha以下は新潟県から市へ権限移譲となる。（市長から農業委員会への事務委任）
⇒ 2ha以下は農業委員会長が許可
（2ha超4ha以下は県知事協議）

【農振法】

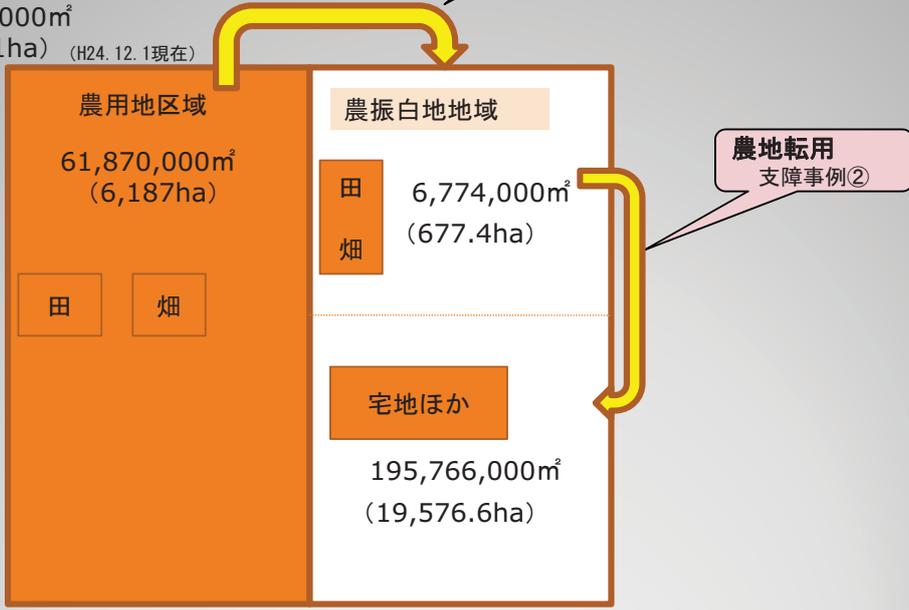
- ・ 平成21年度から農振除外変更は市長許可となる。

新潟県三条市

1

農地転用等のフロー図

農業振興地域
264,410,000㎡
(26,441ha) (H24.12.1現在)



三条市における農地転用等に係る支障事例①

農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項
「市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るものについて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。」

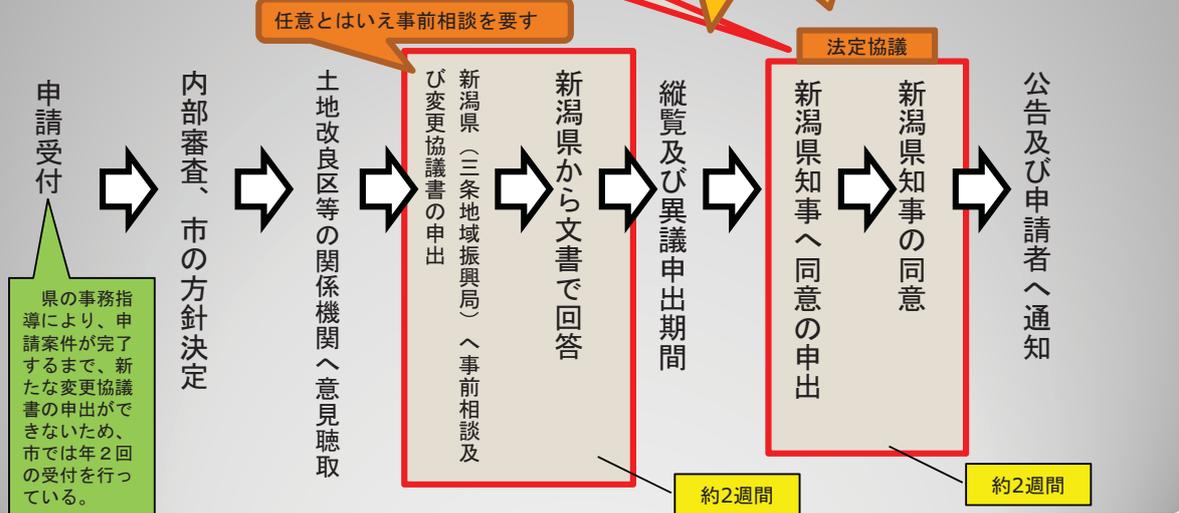
●農振除外件数

年度	件数	面積(㎡)
20	19	37,711
21	12	45,383
22	13	18,321
23	5	4,301
24	11	7,921

県との協議が必要であり、完全な権限移譲となっていない。

農振除外の流れ

【処理フロー（三条市の場合）】



県の事務指導により、申請案件が完了するまで、新たな変更協議書の申出ができないため、市では年2回の受付を行っている。

三条市における農地転用等に係る支障事例②

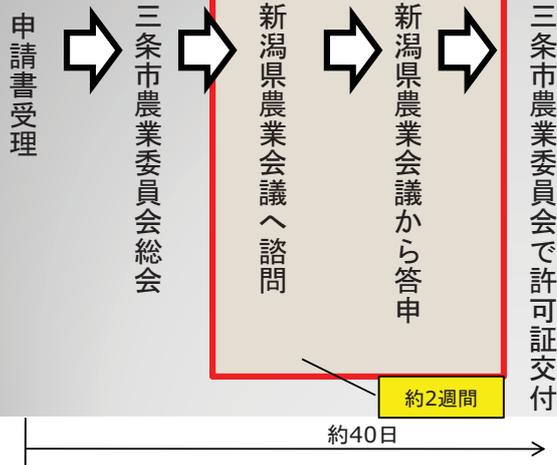
農地転用の流れ（2ha以下）：農業委員会長が許可

【処理フロー（三条市の場合）】

農地法第4条第3項
「都道府県知事※が、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。」

※都道府県知事は、権限移譲を受けた市長と読み替える

県農業会議に諮問し、答申を受ける必要があり、実際には権限移譲になっていない。



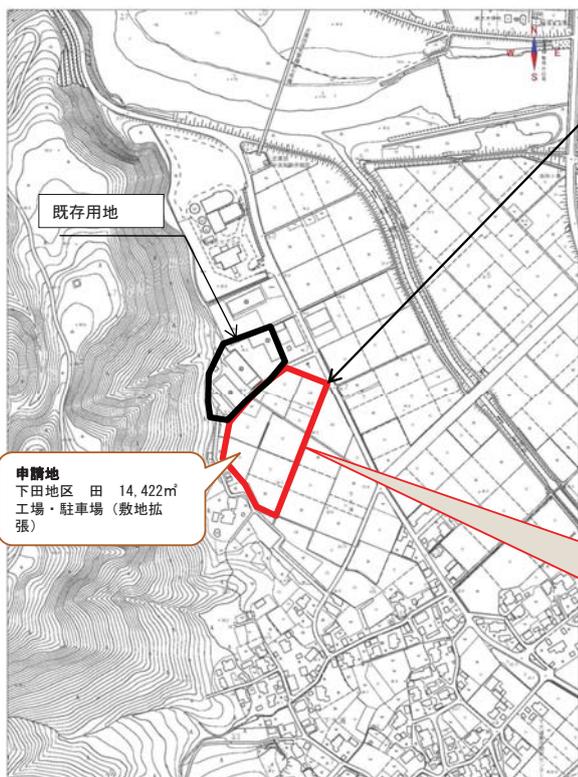
●農地転用件数

年度	件数	面積(m ²)
20	98	121,019
21	82	57,783
22	89	79,520
23	62	44,223
24	93	95,608

4

7

三条市における農地転用等に係る支障事例 「農振除外」の場合～事例1



申請地
下田地区 田 14,422㎡
工場・駐車場（敷地拡張）

既存施設拡張を希望され県との協議を行うが、5要件の適合性について協議が難航し、許可まで2年の歳月がかかった。

農振除外の5要件

- ①農用地区域以外に代替地すべき土地がないこと。
- ②農用地の集団化、効率化に支障を及ぼさないこと。
- ③農業者の農用地集積に支障を及ぼさないこと。
- ④農用地施設の機能に支障を及ぼさないこと。
- ⑤土地基盤整備事業が完了してから8年を経過した土地であること。



申請地

関係する土地所有者は支障なしと了解されているにもかかわらず、県からは集団的に存在する農地の分断により、耕作への支障等を指摘され、当初予定していた申請地変更を余儀なくされた。

5

8

三條市における農地転用等に係る支障事例 「農振除外」の場合～事例2



申請地
三條地区 田 888㎡ (雑種地
49㎡含む)
従業員用駐車場 (敷地拡張)

既存用地の隣接地での駐車場敷地を希望したものであるが、5要件の適合性について協議が難航し、許可まで1年半の歳月がかかった。



申請地

分断される農地については作付けがされていないことから、実際の耕作への影響がないにもかかわらず、**県からは分断される農地の耕作への支障等を指摘された。**

(中央) 1/2000

0 10 100m

6

9

三條市における農地転用等に係る支障事例「農地転用」の場合

処理件数の推移

●農地転用件数		
年度	件数	面積(㎡)
20	98	121,019
21	82	57,783
22	89	79,520
23	62	44,223
24	93	95,608

5年平均で年間85件、79,631㎡を許可

- 県農業会議への諮問により約2週間の期間が必要
- 県内市町村の案件が県農業会議を経由
⇒ 審査の形骸化も懸念

7

三条市の土地利用

三条市総合計画（平成19年3月策定）

地域特性を十分に踏まえながら、市街地の形成と都市機能を集積した土地利用と、河川、丘陵、山岳地、優良農地などの保全に配慮した土地利用とが調和した魅力ある都市空間の形成をめざし、**計画的・効率的な土地利用の実現を図っていきます。**

都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）

農業は、本市産業の重要な柱の一つであり、農地は景観形成、環境保全など多様な機能を有していることから、農用地区域をはじめとする**優良農地の無秩序な転用等を防止し、生産環境の適切な保全方策を講じることとします。**

新市建設計画（平成16年10月策定）

農用地については、良好な営農環境を確保するため、無秩序な転用を防止するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。また、住宅開発などによる**市街地のスプロール化を抑制し、豊かな田園環境の形成に努めます。**

農業地域内にある集落地については、生活環境施設や生活道路の整備を進めるとともに、快適で風情ある集落環境を保全します。

三条市の農業に対する施策

第2次三条市農業活性化プラン等の推進

ソフト事業①

優良農地を保全するため、農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払事業を実施している。

H25
農地・水：15組織、102,598千円
中山間：22協定、30,604千円
環境保全：30件、5,762千円

農家の「所得向上」と「担い手の充実」をキーワードとして様々な施策を展開している。

燕三条ブランドとして畑の朝カフェの実施



学校給食では地元産米を利用した完全米飯給食の実施



活性化プランの推進により、意欲ある農業者の育成や新たなビジネスモデルの創出が実現しつつある。

三条市の農業に対する施策

ソフト事業②

担い手の充実

意欲ある農業者の育成

「農業担い手育成塾」の創設

農業者の研修の場を創設し、営農ノウハウの習得と実践を図るもの

- ・インターネット活用法
- ・PRツールの作成
- ・販売戦略マップ



イベント：H25.11.4（月）

小松シェフ×三条産食材×若手農業者
三条産の食材を用いたイタリア料理の食事会



地場農産物への愛着強化

地産地消推進店認定（現在140店）

地産地消ラベルシール推進



所得の向上

道の駅等での産物販売によって、農家所得の向上を図っている。

新たな日常販路の確立

振り売り支援事業

農産物の買い物が困難な地区に軽トラック等を活用した「移動販売」の実施を支援するもの



庭先集荷流通事業

中山間地等において、生産者からの集荷を進め、直売所等で販売を行うもの

